

空き家を放置していると こんなことが…



空き家を放置していると

- ・自然災害による破損や倒壊
- ・ねずみや害虫などの大量発生
- ・ごみの散乱
- ・悪臭の発生
- ・不法侵入による治安悪化
- ・立木の枝のはみ出し

など、所有者やその家族だけでなく近隣住民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。また、屋根や外壁の落下などの事態も含め、通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性もあります。

空き家を放置し他者に損害を与えた場合、これだけの費用が発生します

空き家の外壁材等が落下し、他者が死亡してしまった事故の場合

●死亡：11歳の男児

損害区分		損害額（万円）
人身損害	死亡逸失利益	3,400
	慰謝料	2,100
	葬儀費用	130
	合計	5,630

※公益財団法人日本住宅総合センターの試算による

※被害が起きた時に考えられる損害額全体を試算したものであり、過失割合等を考慮した実際の判例等に基づくものではありません。



※7ページで紹介する古川さんが解体した空き家

空き家のこと、 考えてください。

管理は所有者・相続者の責任です。

岡市安全安心課 ☎0994-31-1124

空き家の適正な管理を 行いましょう

近年、放置された空き家の増加が社会問題となっており、地域住民の生活環境に支障をきたすなど、防災・防犯・衛生・景観等の面から深刻な影響を及ぼしています。

空き家は「概ね年間を通して居住やその他利用がされていない建築物」と定義されています。しかし、一口に空き家と言っても、居住可能なものもあれば、地域に悪影響を及ぼすほどに腐敗している空き家もあるなど、その状態は多種多様です。

また、空き家となる原因も様々で一人暮らしの高齢者の施設入所によるもの、相続したがそのまま放置されているもの、家への愛着や他人が住むことへの抵抗感のために売却されていないものなどがあります。

本市では、令和5年度末時点で約3,000件の空き家を把握。全国的にも少子高齢化や人口減少に伴い、空き家は更に増加するものと推測されており、本市でも同様に空き家問題は喫

緊の課題です。また、放置されている空き家が原因で事故が起きた場合、所有者が責任を問われ損害賠償責任を負う可能性もあります。

今回は、空き家にならないためにはどうするか、なった場合はどのようにするか、どこに相談すれば良いかなど、専門家の意見も含めて紹介。この機会に、所有する財産等について一度真剣に考えてみてください。